

高知大学共通教育の教育課程に関する規則

平成16年4月1日
規則第161号

最終改正 令和6年2月5日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学則（以下「学則」という。）第1条第1項に定める目的を達成するために、全学共通に履修させる授業科目（以下「共通教育の教育課程」という。）の編成及び実施に関し、必要な事項を定める。

(編成方針)

第2条 共通教育の教育課程は、学則第35条から第39条までの定めるところにより編成するものとする。

(授業科目)

第3条 共通教育の教育課程においては、幅広い学問分野にわたって授業科目を開設するものとする。

2 共通教育の教育課程における科目は、次の表に掲げるとおり区分する。

科目群	科目区分	細目区分
導入科目群	大学での学びかた科目	大学基礎論
		学問基礎論
		課題探求実践セミナー
	国際コミュニケーション科目	基軸英語
		国際英語
		初修外国語・日本語
数理・データサイエンス・AI科目		
教養科目群	生きる力を育む科目	生活
		医療・健康・スポーツ
		キャリア形成
		芸術
	視野を広げる科目	人文・社会科学系領域
		自然科学系領域
複合領域		

3 授業科目は、それぞれいずれかの科目区分に属する。

4 授業科目は、授業題目及びクラス等の授業名（以下「授業題目」という。）を明示し、一つの授業科目として複数の授業題目を開講することができる。

5 授業科目名及び単位数は、共通教育実施委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

(卒業に必要な授業科目及び単位数)

第4条 卒業に必要な共通教育の授業科目及び単位数等の履修方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 大学での学びかた科目は、「大学基礎論」2単位、「学問基礎論」2単位及び「課題探求実践セミナー」2単位（理工学部においては「課題探求実践セミナー」を除く。）を履修させること。
- (2) 国際コミュニケーション科目は、「大学英語入門」2単位、「英会話Ⅰ」1単位及び「英会話Ⅱ」1単位の4単位を履修させること。
- (3) 数理・データサイエンス・AI科目は、「情報とデータリテラシー」2単位及び「データサイエンス入門」2単位を履修させること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目、数理・データサイエンス・AI科目、生きる力を育む科目及び視野を広げる科目の履修方法は、各学部の定めるところによる。

(履修科目の指定)

第5条 各学部は、教育上必要がある場合に限り、委員会の承認を得て、授業科目又は授業題目を指定して履修させることができる。

(履修の禁止)

第6条 学生は、同一の時間帯に重複する複数の授業を履修することはできない。

(二重履修)

第7条 複数の同一授業科目を履修した場合は、二重履修として取り扱い、一つの授業題目を履修して得た単位数のみ卒業に必要な単位数に算入し、他の単位数はこれに算入しない。

- 2 二重履修に関し、委員会が別に定める場合は、前項の規定を適用しない。

(履修方法の変更)

第8条 共通教育の教育課程に関し、その履修方法等を変更しようとする場合、各学部は、委員会の承認を得て行うものとする。

(改善)

第9条 委員会は、共通教育の目的を達成するために、共通教育の教育課程について不断に見直しを行うものとする。

(授業計画)

第10条 委員会は、あらかじめ翌年度に開講する授業科目を定め、授業計画（シラバス）を作成し、公表するものとする。

（授業時間割）

第11条 委員会は、学部等と協議し、授業科目又は授業科目を配置して授業時間割を編成する。

（担当教員）

第12条 授業科目又は授業科目ごとの授業担当教員は、委員会が決定する。

2 授業担当教員は、当該授業について研究し、教育効果の向上に努めるものとする。

（授業の方法）

第13条 授業は、少人数演習形式、集中授業方式など、多様な方法をとるものとする。

（成績評価）

第14条 授業担当教員は、当該授業を履修した者に対して、試験、レポート等の方法により評価を行うものとする。

2 前項の評価は、原則として、当該授業時間数の3分の2以上の出席があった者に対して行うものとする。

（履修申請）

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、その学期の初めに申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請に関し必要な事項は、その都度、委員会が定める。

（科目等履修生及び特別聴講学生）

第16条 本学の学生以外の者で、共通教育授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生又は特別聴講学生として履修を認めることがある。

（外国語能力試験）

第17条 外国語能力試験を受験し、委員会の認める基準に達した者について、各学部は、第3条第2項に規定する科目区分のうち、国際コミュニケーション科目のいずれかを履修したものとして単位を認定することができる。

2 前項に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度以降の入学者に適用する。

なお、平成15年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則（平成20年3月26日規則第87号）

この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度以降の入学生に適用する。ただし、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月18日規則第116号）

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降の入学生に適用する。ただし、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第140号）

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以降の入学生に適用する。ただし、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月13日規則第54号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月25日規則第50号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月5日規則第51号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生及び編入学等によって同学生と同じ学年に入学等を許可された者については、なお従前の例による。